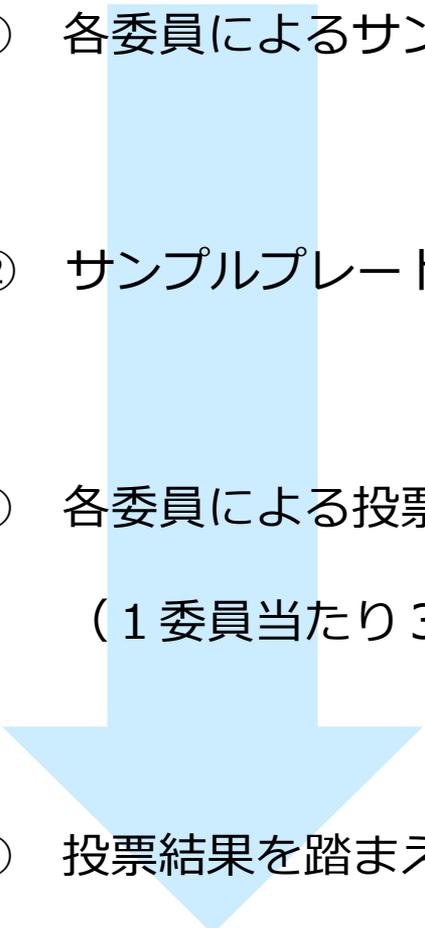


# 資料 2

## 新たな全国版図柄入りナンバーデザイン案 2次審査

---

## ■デザイン案 2次審査方法（案）

- ① 各委員によるサンプルプレートの確認（12作品）
  - ② サンプルプレートの確認を踏まえた議論
  - ③ 各委員による投票  
（1委員当たり3作品に投票【投票用紙の推薦欄に○付け】）
  - ④ 投票結果を踏まえて議論頂き、採用候補5作品程度を選定
- 

## (参考) デザイン案の条件【募集要項】

デザイン案は、安心して自動車でお出かけすることで、日本の元気を取り戻していこうというメッセージを含め、「日本を元気に!」、「立ち上がれ!美しい日本」をテーマとし、次の条件をすべて満たすものとします。

(1) ナンバープレートの図柄デザインが以下のいずれにも該当しないものであること。

- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。）。
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするもの。
- ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの。
- ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの。
- ・ 特定の人物をモチーフとするもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。
- ・ 他者の権利（商標登録など）を侵すおそれがあるもの。
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるもの。
- ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。

(2) 応募者が特定できる情報が入っていないものであること。

(3) 国土交通省で策定した「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」を踏まえナンバープレートに印字される文字や数字と重なる部分に濃い色の使用を控える等により、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されたものであること。

(4) 自動車登録番号標等（道路運送車両法第11条第1項に規定する自動車登録番号標及び同法第73条第1項に規定する車両番号標をいう。）の大きさ等を定める道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1号様式及び第12号様式を変更するものでないこと。